

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区東葛西三丁目17番41号

氏名 三洋商事 株式会社
代表取締役 河原林 令典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原 芳明



転写無効

許可の年月日 令和4年11月14日

許可の有効年月日 令和9年11月13日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集・運搬（積替え・保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類

【積替え・保管行為を含まない】

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類（これらのうち、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず（これらの中、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【積替え及び保管行為を含む】

廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず（これらのうち、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保

を行なう産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

所在地	産業廃棄物の種類	面積	保管上限	積上げ高さ
呉市郷原町字一ノ松光山 12507番地920	廃プラスチック類	17.3m ²	23.6m ³	屋内保管
	紙くず	4.8m ²	4.8m ³	屋内保管
	木くず	11.6m ²	12.4m ³	屋内保管
	金属くず	31.8m ²	43.7m ³	屋内保管

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年11月14日 新規許可

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

転写無効